

遅延損害金・延滞金について

郡山市債権管理条例が平成 31 年 4 月 1 日に施行され、簡易水道料金・下水道等使用料を納入期限までにお支払いいただけない場合、遅延損害金・延滞金を納めていただくことがあります。期限内の納入をお願いいたします。

- 1 対象 平成 31 年 4 ～ 5 月分以降の簡易水道料金・下水道等使用料
- 2 計算 納入期限の翌日から、お支払いいただいた日までの日数により算出します。

(1) 簡易水道料金遅延損害金

$\text{簡易水道料金} (\ast_1) \times 3\% (\ast_2) \times \text{日数} (\ast_3) / 365 \text{日}$

なお、算出額が 100 円未満の場合、全額を切り捨てます。

算出額に 100 未満の端数がある場合、端数を切り捨てます。

(2) 下水道等使用料延滞金

上下水道局のウェブサイト等にてご確認をお願いします。

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jogesuidou/5554.html>

※₁ 2,000 円以上を対象とし、1,000 未満の端数を切り捨て

※₂ 民法 404 条に規定している法定利率

※₃ 納入期限の翌日からお支払いいただいた日までの日数